

③ 福利厚生・健康管理

1. 食堂・売店等

福利厚生施設として、食堂・書籍・学用品・食品・日用雑貨品等の売店・理容室が次のとおり設けられています。一部の売店等では、Suica・PASMOを使用することができます。

| 区 分 | | | 営業時間 | Suica 等 使用 | 座席数 |
|--------------------|-----|-------------------|------------------------------|---------------|-----|
| けやきホール (第1食堂) | 1 F | 食堂 | 10:30~20:00 《11:30~13:30》 | ○ | 465 |
| | | 売店 | 8:30~20:00 《10:30~14:30》 | ○ | — |
| 第2食堂 | 1 F | 食堂 | 10:30~15:00 | ○ | 502 |
| | | 食品部 | 8:30~18:30 | ○ | — |
| | | 理容室 | 9:00~18:00 | × | 4 |
| | 2 F | 生協センター (書籍購買部) | 10:00~18:10 | ○ | — |
| インフォメーション カウンター | | 10:00~17:00 | × | — | |
| 大学会館 | 1 F | ローソン | 7:00~22:00 (7:00~21:00) | ○ | — |

※ 《 》内は土曜日、()内は土曜日・日曜日・祝日の営業時間です。
大学会館1Fローソンを除き、日曜・祝日は休業。授業のない期間は、各営業時間が変わります。

2. 学生宿舎

学生宿舎の入居募集者は、学部に入学者の1年生（留学生を除く。）です。入居定員に欠員がある場合に限って、在学生に対して入居を募集する場合があります。

■ 住まい探し（アパート等）の紹介と相談

自宅から通学できない学生に対するアパート等の紹介・相談は、**埼玉大学生生活協同組合**で行っています。

| | 営業時間 | 休業日 |
|------|-----------------|-------------------------------|
| 授業期間 | 月～金 10:00～17:00 | 土日祝日 |
| 休講期間 | 月～金 10:30～16:00 | ※ 例年3月の特設会場では、土日祝日も紹介業務を行います。 |

● 問い合わせ先 … 埼玉大学生生活協同組合

〒338-8570 さいたま市桜区下大久保 255 第2食堂2F生協センター
インフォメーションカウンター ☎ 048-853-1764

URL  <http://www.univcoop.jp/saitama-u/index.html>

3. 各種保険制度

大学が取り扱っている保険には、学生が国内外において教育研究活動中（正課中、学校行事中、課外活動中等）および通学中等に生じた事故によって被った身体の傷害に対して補償する学生教育研究災害傷害保険（学研災）と、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりしたことにより被る法律上の損害賠償を補償する学研災付帯賠償責任保険（学研賠）があります。

（1）学生教育研究災害傷害保険（Aタイプ、通学中等傷害保険担保特約付帯）

体育実技や実験・実習等の正課中や課外活動中、通学途中において、不慮の事故等により身体に傷害を被ることは、万全の注意を払っていても不幸にして発生してしまうことがあります。この保険は、このような急激かつ偶然な外来の事故によって学生が身体に傷害を被った場合に保険金を支払うもので、学生のための全国的な補償救済制度として（公財）日本国際教育支援協会が運営しています。なお、保険の詳細については、『学生教育研究災害傷害保険 加入者のしおり』や下記ページをご覧ください。

URL  <http://www.jees.or.jp/gakkensai/>

(2) 学研災付帯賠償責任保険 (Aコース)

この保険は、国内外において学生が正課、学校行事、課外活動またはその往復により他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりした場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償するものです。

インターンシップや教育職員免許状取得に必要な介護等体験実習・教育実習を受けるためには、この保険に加入する必要があります。この保険に加入するためには、「学生教育研究災害傷害保険」に加入する必要があります。保険の詳細については、『学研災付帯賠償責任保険 加入者のしおり』や下記ページをご覧ください。

* 支払限度額 … 対人賠償と対物賠償を合わせて1事故につき1億円(免責金額:0円)

* 保険料 … 1年間:340円、2年間:680円、3年間:1,020円、4年間:1,360円

 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-bai sho. htm>

(3) 学研災付帯学生生活総合保険について

上記の「学生教育研究災害傷害保険」及び「学生教育研究賠償責任保険」は、正課中、学校行事中、課外活動中の事故によるケガに対する補償及び、他人に怪我をさせたり、他人の財物を損壊したりした場合等において、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対する補償であって、これ以外の様々な生活上の事故による怪我や病気(余暇中の旅行時の怪我、風邪による通院等)については補償の対象外ですが、この「学研災付帯学生生活総合保険」は正課や学校行事外を含む24時間を対象として、病気等の治療費用や、本人が負った法律上の損害賠償責任等が補償されます。保険の詳細については、『学研災付帯学生生活総合保険』パンフレットや下記ページをご覧ください。

ただし、この保険に加入するためには学生教育研究災害傷害保険に加入していることが前提となります。

 <http://www.jees.or.jp/gakkensai/opt-gakuso. htm>

4. 健康保険証(被保険者証)

医療機関で受診する際は、「健康保険被保険者証」をお持ちください。健康保険被保険者証がないと診療が自費扱いとなり、医療費が高額になってしまいます。小型になって携帯するには便利になりましたが、破損や紛失といったトラブルも考えられます。自己の責任のもと、保管や取り扱いには十分に注意してください。また、カードを紛失、破損または汚損した場合は、速やかに再交付の手続きを取ってください。

5. 国民年金学生納付特例制度

■ 国民年金

国民年金は、高齢になった時や障害が残った場合などにも安定した生活が送れるよう、皆で保険料を負担して支え合う制度です。支え手となるのは日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人です。学生の皆さんにも保険料の納付が義務付けられています。

保険料をきちんと納めていれば、年金を受け取る権利が得られます。年金は、高齢になった時だけでなく、在学中に傷害を負った時にも支給されます。

■ 国民年金学生納付特例制度

学生納付特例制度は、申請により在学中の保険料の納付が猶予される制度です。猶予された保険料は、卒業後10年以内に納めることとなります。学生納付特例期間に被ったケガや病気などで障害が残った場合は、障害基礎年金が支給されます。

※ 国民年金または学生納付特例制度の詳細は、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口または年金事務所にお問い合わせください。なお、「国民年金保険料学生納付特例申請書」は学生支援課学生生活支援窓口にあります。

6. 保健センター

勉学やクラブ活動に励み、充実した大学生生活を過ごすためには、心身の健康保持、増進が極めて大切です。このため、大学には学生の定期健康診断や応急処置、健康に関する相談や精神保健に関する相談を専門の医師、カウンセラーおよび看護師が行う保健センターがありますので、気軽に利用してください。

■ 一般業務

| | |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 応急処置 | 学内で起きた思いがけないケガや病気、症状に対して、医師や看護師が応急処置を行います。必要な場合は、適切な医療機関を紹介します。 |
| 休 養 | 休養室を設けていますので、身体の不調などで休養を取りたい時は利用してください。 |
| 健康管理 | 身長計・体重計・血圧計・視力計・体脂肪計などの測定器具を備え付けています。すべて自動で測定できますので、利用してください。日を決めて骨密度測定やアルコールパッチテストも行います。 |
| 利用時間 | 月～金 9:00～17:00 |

■ 健康相談

保健センターでは、医師による健康相談を実施しています。身体のことでの心配のある方は、遠慮なく相談に来てください。診察・相談の結果、必要に応じて生活面の助言・指示・専門医への紹介などを行います。進んで健康相談を受けることによって、病気の早期発見・早期治療が可能となります。心配が思い過ごしであっても、相談したことによって悩みから解放され、病気についての正しい知識を得ることもできます。

相談は、月～金の 10:00～16:00 に、医師が対応します（原則として予約制）。

■ 精神保健相談

青年期が精神疾患の発症しやすい年代であることは、よく知られています。大学生は、学業・就職・性格・人間関係・恋愛・家族などに関する様々な悩み直面するのが常ですが、時には大学生にありがちな悩みとして見過ごされていたものが、実は精神疾患の症状であるということもあります。適切な対処が遅れ、不本意な休学・退学に至る場合もあります。

このため、保健センターでは精神科医および臨床心理士による精神保健相談を実施しています。自分の精神状態に不安を感じた時、様々な悩みからいつまでも抜け出せず、学業や人間関係等に支障をきたしそうな時、不眠・食欲不振などの身体的不調が続く時は、ためらわずに相談に来てください。また、周囲にこのような友人を見かけた時は、相談に行くことを勧めてください。先輩・友人のいたりや助言が支えとなることは確かですが、善意の励ましが時には逆効果になることもあります。早期に専門家の相談を受けることが大切です。

相談は、月～金の 10:00～16:00 に、精神科医・臨床心理士が対応します（原則として予約制）。

■ 学生定期健康診断

健康診断は、健康増進と病気の早期発見・治療、学内の保健管理を目的とし、毎年定期的に行います。健康診断の結果、異常所見がある場合は、必要に応じて健康管理指導や病院紹介を行います。検査項目は、胸部X線撮影・内科診察（新入生および必要な者）・身体測定・視力・血圧・尿検査です。

健康診断を受けた約1ヶ月後、証明書自動発行機から健康診断証明書を取得し、自分の健康状態を確認してください。

学生定期健康診断の日程は、保健センターホームページまたは学内掲示板で確認してください。健診値のシステムへの自動入力のため、学生証を必ず持参してください。（新型コロナウイルス感染対策のため例年と変更になることがあります。）

■ 健康診断証明書・健康診断書

就職・進学・奨学金などの手続には、健康診断証明書または健康診断書が必要になります。健康診断証明書または健康診断書は、入学時および当該年度の健康診断を受診した学生に対し発行しますので、学生定期健康診断は必ず受けてください。

アルバイトや生命保険加入等、学業と直接関わらない目的の健康診断書は発行しません。

| | |
|---------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 健康診断証明書 | <p>健康診断証明書は、構内2カ所に設置されている証明書自動発行機で発行できます。健康診断を受けたにもかかわらず発行されない場合、発行された証明書に疑問点がある場合は、保健センターの窓口にお尋ねください。</p> <p>証明書自動発行機からの発行開始は、健康診断受診後一ヶ月程度を予定しています。データの更新期間中は発行できません。発行開始またはデータの更新期間については、改めてお知らせしますので、掲示等には十分に留意願います。なお、データの更新期間中の発行は、保健センターの窓口で行いますので、事前に申し込んでください。</p> |
| 健康診断書 (指定用紙への証明) | <p>指定された健康診断書の用紙に証明する必要がある場合は、保健センターの窓口にお申し込んでください。ただし、健康診断の受診内容にない項目がある場合は証明できませんので、必ず窓口で確認してください。指定用紙に証明するためには、改めて医師の診察を受ける必要があります、この診察が終了した後に健康診断書を発行します。</p> <p>医師の診察は、月・木の13:30~14:00に行います。提出期限に遅れることがないように、できる限り早めに申し込んでください。なお、診察日時は都合により変更することがありますので、窓口で確認してください。</p> |

■ メンタルヘルスに関するアンケート調査（UPI）

保健センターでは、毎年新入生全員を対象とした「メンタルヘルスに関するアンケート調査」を実施しています。これは、新入生一人一人のメンタルヘルスをできる限り正しく捉え、在学中の健康管理に役立てるためのものです。健康管理以外の目的（例えば、就職・大学院進学・奨学金審査など）に利用されることはありません。アンケート調査（UPI）は、入学後、SUポータルにてお知らせするので、正しく記入し、必ず回答してください。

■ 年間行事予定（新型コロナウイルス感染対策のため変更になることがあります。）

| 月 | 行 事 案 内 |
|------|--------------------------------------------------|
| 4 月 | 学生定期健康診断 |
| 5 月 | 学生定期健康診断再検査（心電図） 証明書自動発行機による健康診断証明書の発行開始（予定） |
| 6 月 | 学生定期健康診断再検査（胸部レントゲン、検尿2次） メンタルヘルスアンケート調査による面接 |
| 7 月 | 学生定期健康診断再検査（検尿3次） |
| 10 月 | 骨密度測定・アルコールパッチテスト・貧血検査 |

7. なんでも相談室

なんでも相談室は、皆さんの学生生活がより充実したものになるように、さまざまな質問や相談に応じる「総合相談窓口」です。予約の必要はありませんので、どこに相談してよいか分からないとき、誰に相談したらよいか分からないときには、気軽に利用してください。解決するための方法を一緒に考えます。


URL https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/soudan/

| | |
|---------|--------------------------|
| 開設場所 | 教育機構棟1F東側。出入口は駐輪場側にあります。 |
| 開室曜日・時間 | 月～金 9:00～17:00 |
| 対 応 者 | 臨床心理士 相談窓口担当事務職員 |
| 連 絡 先 | ☎ 048-858-9258 |

8. 障がい学生支援室

障がい学生支援室は、障がいにより大学での授業の受講や修学が健常者と同様だと困難な方に対して取られる「修学上の配慮措置」に関して、さまざまな質問や相談に応じる「相談窓口」です。障がいのために修学に困難を抱えており、修学上の配慮措置について相談したいときには、気軽に利用してください。相談希望時には予約を入れてください。

URL  <https://www.saitama-u.ac.jp/dept/accessibility/>

| | |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 開設場所 | 教育機構棟 2 F 西側。出入口は全学講義棟 1 号館側にあります。 |
| 開室曜日・時間 | 火～金 10:00～16:00 |
| 対応者 | 障がい学生支援室専任教員 |
| 連絡先 |  048-858-3030 メール：syogaisien@gr.saitama-u.ac.jp |